

見附市、(一社)見附市観光物産協会オリジナルキャラクター「ミッケ」
デザイン及び着ぐるみ画像利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、見附市(以下、「市」という。)及び(一社)見附市観光物産協会(以下、「協会」という。)のオリジナルキャラクター「ミッケ」(以下「ミッケ」という。)のデザイン及び着ぐるみ画像利用に関し、必要な事項を定めるものである。

(利用許可申請等)

第2条 ミッケのデザイン及び着ぐるみ画像を利用しようとする者(以下、「利用者」という。)は、あらかじめ見附市長(以下、「市長」という。)及び(一社)見附市観光物産協会会長(以下、「会長」という。)の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、「ミッケ」デザイン及び着ぐるみ画像利用許可申請書(様式第1号)に次の各号の書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 利用者の事業内容が分かる資料
- (2) ミッケの利用状況が分かる企画書や完成見本等
- (3) その他、市長及び会長が必要と認める書類

3 市長及び会長は前項の申請があった場合は、その内容が第3条の各号のいずれかに該当する場合を除き、ミッケデザイン及び着ぐるみ画像の利用を許可するものとする。

4 前項の許可は、「ミッケ」デザイン及び着ぐるみ画像利用許可書(様式第2号)により行うものとする。

(利用許諾の制限)

第3条 「ミッケ」デザイン及び着ぐるみ画像の利用が次の各号に該当する場合は、市長及び会長は「ミッケ」デザイン及び着ぐるみ画像の利用を許可しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用すると認められるとき。
- (3) 市や協会の品位を傷つけると認められるとき。
- (4) ミッケのイメージを損なう、又は損なうおそれがあると認められるとき。
- (5) 暴力団、暴力団員及びそれらと実質的関与があると認められるとき。
- (6) 風俗営業に利用すると認められるとき。
- (7) その他、市長及び会長が利用を不相当と判断したとき。

(利用料)

第4条 「ミッケ」デザイン及び着ぐるみ画像の利用料は無料とする。

(利用上の遵守事項)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用を許可された内容により利用し、市長及び会長の指示する条件に従うこと。
- (2) 市長及び会長が当該利用に係る物件の完成品等の提出を求めた場合、その指示に従うこと。
- (3) 「見附市、(一社)見附市観光物産協会キャラクター「ミッケ」」または、「見附のイメージキャラクター「ミッケ」」の表記を付すこと。
- (4) 使用するデザイン及び着ぐるみ画像は、『見附市、(一社)見附市観光物産協会オリジナルキャラクター「ミッケ」デザイン利用におけるガイドライン』に掲載するデザイン及び着ぐるみ画像とする。これら以外のデザインを作成して利用を希望する場合、利用者がデザイン製作費を負担し、ミッケデザイン著作者がデザインを作成する。その場合、作成したデザインは著作者に帰属し、第三者が使用できるものとする。

(許可内容の変更)

第6条 「ミッケ」デザイン及び着ぐるみ画像の利用許可を受けた者が、許可された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「ミッケ」デザイン及び着ぐるみ画像利用変更申請書(様式第3号)を市長及び協会長に提出し、その変更の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、「ミッケ」デザイン及び着ぐるみ画像利用変更許可書(様式第4号)により行うものとする。

(許可の取り消し)

第7条 市長及び会長は、当該利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとし、許可の取り消し理由を付し利用者に書面で通知するものとする。

- (1) 第2条から第6条までの規定に違反していると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。
- 2 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可にかかる物件をいかなる場合であっても利用することができない。
- 3 市長及び会長は、許可を取り消された者に対して利用物件の回収を求めることができる。
- 4 市長及び会長は、許可を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第8条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより市や協会に生じさせた損害を賠償しなければならない

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、「ミッケ」デザイン及び着ぐるみ画像の利用に関し必要な事項は、市長及び会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から適用する。(施行開始)
- 2 この要綱は、平成29年12月25日から適用する。
(デザインの追加、着ぐるみ画像も許可対象に追加)
- 3 この要綱は、平成30年9月5日から適用する。
(観光物産協会に(一社)を追加、組織記入欄を許可書に追加)
- 4 この要綱は、令和3年8月25日から適用する。

「ミッケ」デザイン及び着ぐるみ画像利用許可申請書

令和 年 月 日

(宛先) 見附市長

(宛先) (一社) 見附市観光物産協会長

申請者 (利用者)

住 所

団 体 名

責任者氏名

(TEL)

下記のとおり、「ミッケ」のデザイン／着ぐるみ画像を利用したいので申請します。

記

1. 利用目的

2. 利用方法 (具体的に) 及び数量

3. 利用期間

4. 利用者の職種

5. 連絡先 (所属、担当者名、電話番号、メールアドレス等)

6. 添付書類

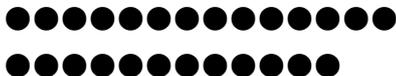
- (1) 利用者の事業内容が分かる資料
- (2) ミッケの利用状況が分かる企画書や完成見本等
- (3) その他、参考となる書類

【組織記入欄】

| | | | | | | |
|--------|-----|----|----|--------|----------------|----|
| 決 裁 | 見附市 | | | 合 議 | (一社) 見附市観光物産協会 | |
| | 課長 | 係長 | 担当 | | 事務局長 | 次長 |
| | | | | | | |

「ミッケ」デザイン及び着ぐるみ画像利用許可書

令和 年 月 日



見 附 市 長
(公印省略)
(一社) 見附市観光物産協会長
(公印省略)

令和3年●月●日付けで申請ありました「ミッケ」のデザイン/着ぐるみ画像の利用について、下記のとおり許可します。

記

1. 許可内容は次のとおりとする。



2. 利用に際しては、見附市及び見附市観光物産協会オリジナルキャラクター「ミッケ」のデザイン及び着ぐるみ画像利用に関する要綱及び本許可書の許可内容を遵守すること。

3. 商標登録等は一切認めない。

4. 許可番号 210001 号

「ミッケ」デザイン及び着ぐるみ画像利用変更申請書

令和 年 月 日

(宛先) 見附市長

(宛先) (一社) 見附市観光物産協会長

申請者 (利用者)

住 所

団 体 名

責任者氏名

(TEL)

令和 年 月 日付け 許可番号第 号で許可を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 利用目的

2. 利用方法 (具体的に) 及び数量

3. 利用期間

4. 連絡先 (所属、担当者名、電話番号、メールアドレス等)

5. 添付書類

(1) 変更が分かる資料

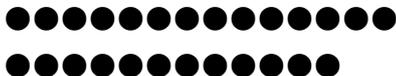
(2) その他、参考となる書類

【組織記入欄】

| | | | | | | |
|--------|-----|----|----|--------|----------------|----|
| 決 裁 | 見附市 | | | 合 議 | (一社) 見附市観光物産協会 | |
| | 課長 | 係長 | 担当 | | 事務局長 | 次長 |
| | | | | | | |

「ミッケ」デザイン及び着ぐるみ画像利用変更許可書

令和 年 月 日



見 附 市 長
(公印省略)
(一社) 見附市観光物産協会長
(公印省略)

令和 3 年 ● 月 ● 日 付けで申請ありました「ミッケ」のデザイン／着ぐるみ画像の利用変更について、下記のとおり許可します。

記

1. 許可内容は次のとおりとする。



2. 利用に際しては、見附市及び見附市観光物産協会オリジナルキャラクター「ミッケ」のデザイン及び着ぐるみ画像利用に関する要綱及び本許可書の許可内容を遵守すること。

3. 商標登録等は一切認めない。

4. 許可番号 210001 号